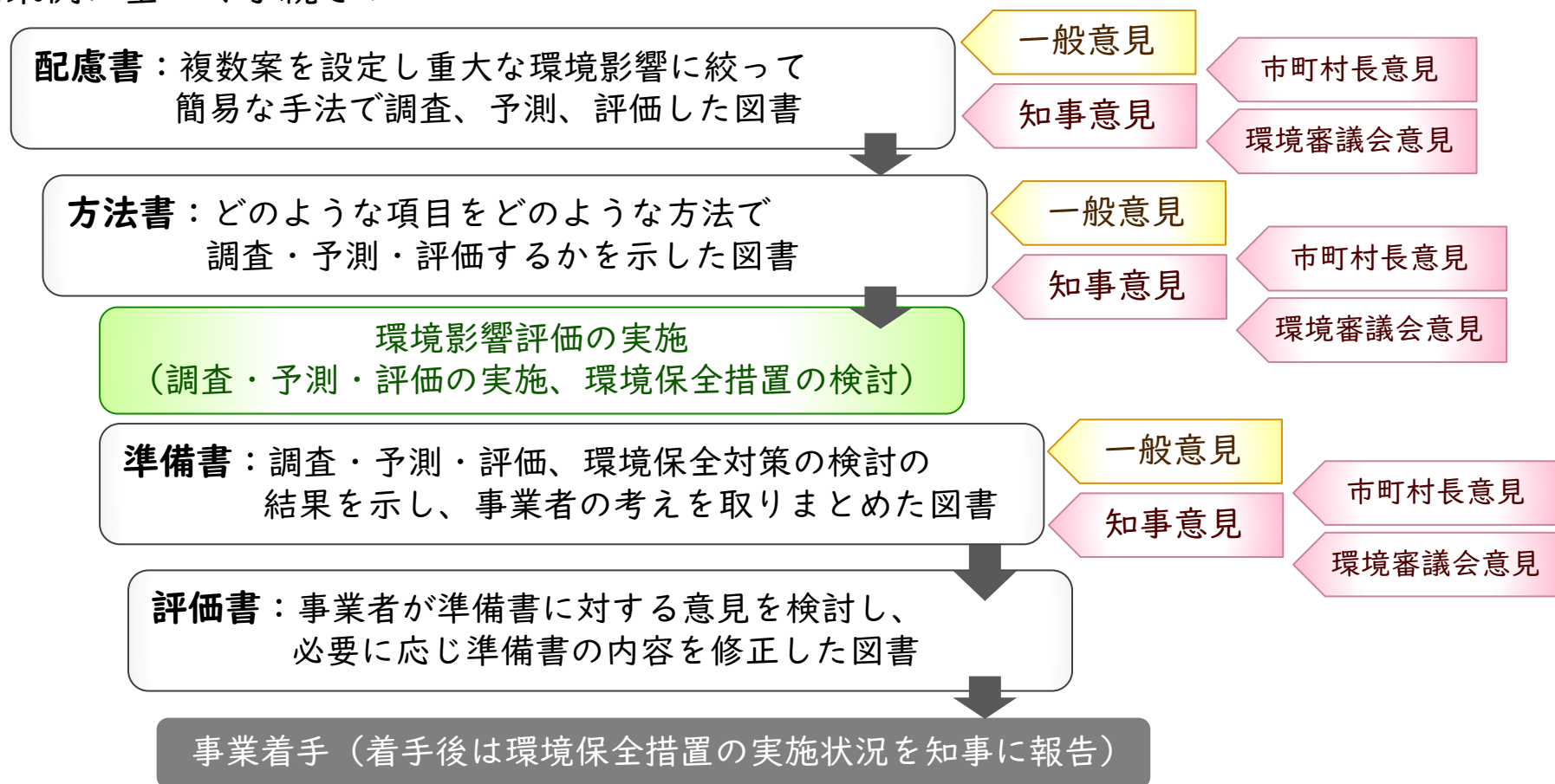


# 奈良県環境影響評価技術指針の改定について

# 1. 環境影響評価制度

環境影響評価制度とは、開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境に及ぼす影響について、予め事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方や行政の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくことを目的とした制度です。

## ■ 県条例に基づく手続きフロー



## 2. 環境影響評価条例の対象事業

- 一 道路の新設及び改築の事業
- 二 ダムの新築の事業
- 三 鉄道の建設及び改良の事業
- 四 工場の設置又は変更の事業
- 五 廃棄物の処理施設の設置又は変更の事業
- 六 スポーツ又はレクリエーションの施設の設置又は変更の事業
- 七 土地区画整理事業
- 八 住宅団地の造成事業(前号に掲げるものを除く。)
- 九 工業団地の造成事業(第七号に掲げるものを除く。)
- 十 土石の採取の事業
- 十一 前各号に掲げるもののほか、環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして規則で定めるもの

### 3. 奈良県環境影響評価技術指針について

奈良県環境影響評価技術指針は、環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる技術的な事項に関する指針で環境影響評価条例第4条により知事が定めるものとなっており、知事は、技術指針の改定をしようとするときは、審議会の意見を聴くものとなっている。

技術指針は、環境の保全等の確保を目的として、既に得られている科学的知見に基づき、指針を定めている。

- 
- 計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針（第三条～第十一条）
  - 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する指針（第十二条～第二十条）
  - 環境の保全のための措置に関する指針（第二十一条～第二十五条）

### 3. 奈良県環境影響評価技術指針について

#### 技術指針別表

- ・ 別表第一 … 配慮書対象事業の種類
- ・ 別表第二～第二十七 … 配慮書対象事業毎の標準項目および標準手法

対象事業	標準項目	標準手法
対象道路事業	別表第二	別表第十五
対象林道事業	別表第三	別表第十六
対象ダム事業	別表第四	別表第十七
対象鉄道事業	別表第五	別表第十八
対象工場事業	別表第六	別表第十九
対象太陽光発電施設設置事業	別表第六の二	別表第十九の二
対象最終処分場事業	別表第七	別表第二十
対象焼却施設事業	別表第八	別表第二十一
対象し尿処理施設事業	別表第九	別表第二十二
対象スポーツ又はレクリエーション施設事業	別表第十	別表第二十三
対象土地区画整理事業	別表第十一	別表第二十四
対象住宅団地造成事業	別表第十二	別表第二十五
対象工業団地造成事業	別表第十三	別表第二十六
対象土石事業	別表第十四	別表第二十七

## 4. 今回報告する改定内容について

### (1) 別表第一

「太陽光発電施設の設置又は変更の工事の事業」の追加

### (2) 別表第六の二

標準項目(対象太陽光発電施設設置事業)の追加

### (3) 別表第十九の二

標準手法(対象太陽光発電施設設置事業)の追加

# 4. 今回報告する改定内容について (1)

## (1) 別表第一

### 「太陽光発電施設の設置又は変更の工事の事業」の追加

#### 別表第一 (現行)

- 一 道路の新設及び改築の事業
- 二 ダムの新築の事業
- 三 鉄道の建設及び改良の事業
- 四 工場の設置又は変更の事業
- 五 廃棄物の処理施設の設置又は変更の事業
- 六 スポーツ又はレクリエーションの施設の設置又は変更の事業
- 七 土地区画整理事業
- 八 住宅団地の造成事業 (前号に掲げるものを除く。)
- 九 工業団地の造成事業 (第七号に掲げるものを除く。)
- 十 土石の採取の事業
- 十一 前各号に掲げるもののほか、環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして規則で定めるもの



#### 別表第一 (改正案)

- 一 道路の新設及び改築の事業
- 二 ダムの新築の事業
- 三 鉄道の建設及び改良の事業
- 四 工場の設置又は変更の事業
- 四の二 太陽光発電施設の設置又は変更の工事の事業**
- 五 廃棄物の処理施設の設置又は変更の事業
- 六 スポーツ又はレクリエーションの施設の設置又は変更の事業
- 七 土地区画整理事業
- 八 住宅団地の造成事業 (前号に掲げるものを除く。)
- 九 工業団地の造成事業 (第七号に掲げるものを除く。)
- 十 土石の採取の事業
- 十一 前各号に掲げるもののほか、環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして規則で定めるもの

対象事業の種類	四の二 太陽光発電施設の設置又は変更の工事の事業
区分	
事業特性に関する情報に係る事項	ア 規則別表第一第四の二号に掲げる要件に該当する一の事業 (以下「太陽光発電施設設置事業」という。)の工事計画の概要 イ その他の太陽光発電施設設置事業に関する事項
標準項目を示す表	別表第六の二
標準手法を示す表	別表第十九の二

# 4. 今回報告する改定内容について (2)

## (2)別表第六の二 標準項目(対象太陽光発電施設設置事業)の追加

環境要素の区分	影響要因の区分			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用	
				資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	建設機械の稼働	③ 工事中道路等の設置	施設の存在	施設の稼働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素			○			
			粉じん等	○	○	○			
		騒音	騒音	○	○	○		○	
		振動	振動	○	○	○			
	水環境	水質	水の濁り		○			○	
			水の汚れ						
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	①	○		○	○	
土地の安定性				○		○	○		
その他		光害（反射光）					○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	②	重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○	○	○	
	植物		重要な種及び群落	○	○	○	○	○	
	生態系		地域を特徴づける生態系	○	○	○	○	○	
人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○				○	
	文化遺産		文化財及び埋蔵文化財包蔵地		○		○	○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物		○				
			廃棄物					○	

備考 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。



## 4. 今回報告する改定内容について (3)

### (3) 別表第十九の二

#### 標準手法(対象太陽光発電施設設置事業)の追加

##### 別表第十九の二 (抜粋)

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
光害 (反射光)	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 調査すべき情報               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 土地の利用状況</li> <li>イ 地形の状況</li> </ul> </li> <li>二 調査の基本的な手法               <ul style="list-style-type: none"> <li>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li> </ul> </li> <li>三 調査地域               <ul style="list-style-type: none"> <li>対象太陽光発電施設設置事業実施区域及びその周辺の区域</li> </ul> </li> <li>四 調査地点               <ul style="list-style-type: none"> <li>反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</li> </ul> </li> <li>五 調査期間等               <ul style="list-style-type: none"> <li>反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 予測の基本的な手法               <ul style="list-style-type: none"> <li>事例の引用又は解析</li> </ul> </li> <li>二 予測地域               <ul style="list-style-type: none"> <li>調査地域のうち、反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> </ul> </li> <li>三 予測地点               <ul style="list-style-type: none"> <li>反射光の伝搬の特性を踏まえて予測地域における反射光に係る環境影響を的確に把握できる地点</li> </ul> </li> <li>四 予測対象時期等               <ul style="list-style-type: none"> <li>反射光に係る環境影響が最大となる時期</li> </ul> </li> </ul>

## 4. 今回報告する改定内容について (3)

### (3)別表第十九の二

#### 標準手法(対象太陽光発電施設設置事業)の追加

##### 別表第十九の二 (抜粋)

標準項目		標準手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
土地の安定性	切土工等又は既存の工作物の除去	<p>一 調査すべき情報 土地の安定性の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象太陽光発電施設設置事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 土地の特性を踏まえて調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 土地の特性を踏まえて調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 土地の安定性について、表層土壌や地質の改変の程度を踏まえた斜面安定解析等の土質工学的手法</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、土地の特性を踏まえて土地の安定性に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 土地の特性を踏まえて土地の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>